

旭川市土木部一般競争入札等（郵送方式）実施要領

（目的）

第1条 この要領は、旭川市土木部が実施する入札を、郵送方式の方法により実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる入札）

第2条 郵送方式による入札（以下「郵便入札」という。）の対象となる入札は、「旭川市土木部業務委託に係る事前公表の取扱要領」第2条の規定により、設計金額を事前公表する業務に係るものとする。

（入札の公告）

第3条 郵送方式による一般競争入札の公告は、旭川市委託契約等の競争入札事務試行要綱別紙2の標準公告例に準じるほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 第4条に定める入札方法
- (2) 第5条に定める入札書等の郵送方法等
- (3) 第6条に定める開札の立会及び傍聴
- (4) 第7条に定める開札の日時及び場所
- (5) その他必要な事項

（入札方法）

第4条 入札方法は、郵送による入札とし、持参又は電送によるものは認めないものとする。なお、共同企業体による場合は、代表者が入札を行うものとする。

2 入札回数は、1回とする。

（入札書等の郵送方法等）

第5条 入札参加希望者は、入札書及び委託費内訳書を、あらかじめ指定する日に指定する場所に到達するよう郵送しなければならない。

2 前項の規定による郵送は、配達日指定郵便で、かつ、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送しなければならない。

（開札の立会及び傍聴）

第6条 市長は、入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。

2 郵便入札に参加した者（以下「入札参加者」という。）は、公告に記載された方法により、1者につき1名、開札を傍聴することができる。

(開札)

第7条 開札は、公告又は指名通知書に記載した日時、場所において行うものとする。

- 2 開札の結果、最低の価格となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、別に定める「くじ抽選の方法について（郵便入札）」の方法によりくじを行い、落札者を決定するものとする。

(落札者の通知)

第8条 市長は、落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に結果を通知するものとする。

(入札結果の公表)

第9条 入札結果については、落札決定後、旭川市ホームページにおいて公表するものとする。

(入札の延期、中止、取消し)

第10条 市長は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生したとき又は不正な行為等により必要があると認めたときは、入札の延期、中止又は取消しをすることができるものとする。

- 2 市長は、入札参加者がいないときは、当該郵便入札を中止又は取消しをする。

(その他)

第11条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要領の規定は、施行日以降に行われる公告に係る入札について適用する。

附 則

この要領は、令和4年1月5日から施行する。